

多文化共生 推進の意義

県民の 人権保障

「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「憲法」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

地域の活性化

グローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まります。海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

県民の異文化 理解力の向上

地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、異文化間のコミュニケーション能力に優れた若い世代の育成を図ることも可能になります。

安全で安心な まちづくりの 推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解と遵守を促すとともに、外国人県民が交通事故や犯罪などの被害などに遭わないよう様々な情報の提供などの取組を行い、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

ユニバーサル デザインの まちづくりの 推進

言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人が利用しやすく、また、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

(注)：日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化をもつ人が増えていきます。このような外国にルーツをもつ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。そこで、本プランではこれらの人々も視野に入れ、「外国人県民」という呼称を用いることにします。